

# 2018年3月17日から 出場時にもオートチャージが ご利用いただけるようになります!

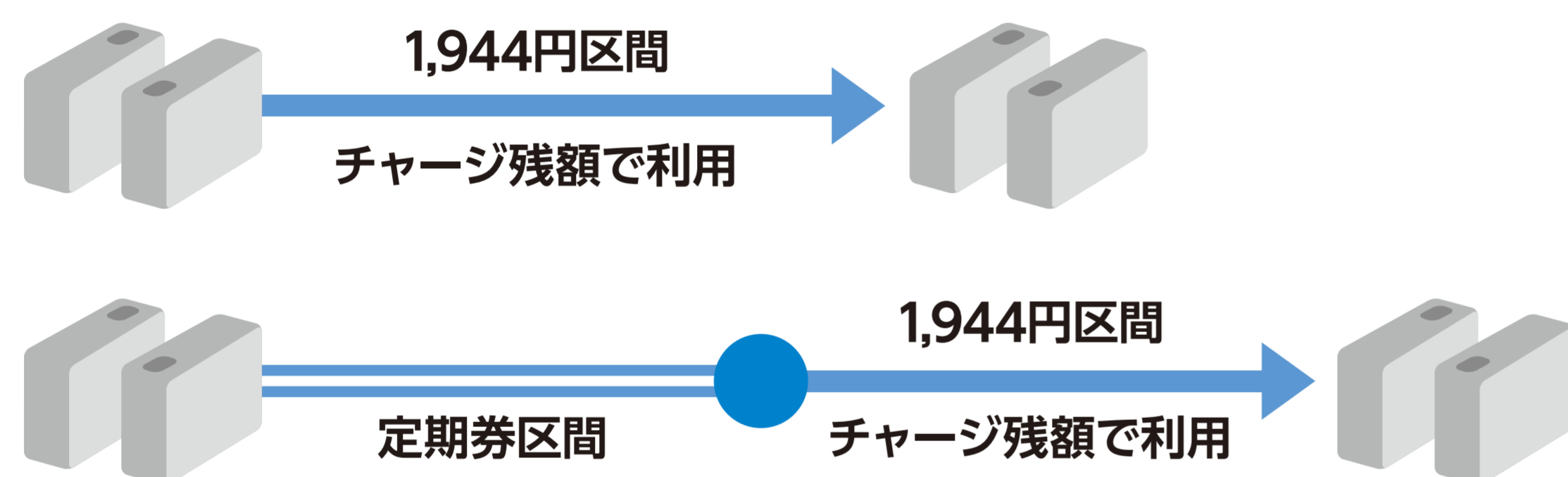
これまでは改札機入場時のみ  
オートチャージをご利用いただけましたが、  
2018年3月17日初電より  
改札機出場時にご利用区間の  
運賃を精算した後のチャージ残額が  
設定金額以下となる場合も、オートチャージを  
ご利用いただけるようになります。



## ◆出場時にオートチャージがご利用いただける場合

ご利用区間の運賃を精算した後のチャージ残額が設定金額以下となる場合

(例)チャージ残額1,100円のカードで運賃が1,944円の区間をご利用になった場合(チャージ残額1,000円以下で3,000円チャージする設定)



運賃精算後のチャージ残額が設定金額を  
下回るため、オートチャージされます。  
改札機出場後のチャージ残額は、  
 $1,100円 - 1,944円 + 3,000円 = 2,156円$ となります。

## ◆次の場合は出場時にオートチャージがご利用いただけません

①オートチャージされたとしても、出場に必要な運賃に満たない場合

(例)チャージ残額1,100円のカードで、運賃が2,268円の区間をご利用になった場合(チャージ残額1,000円以下で1,000円チャージする設定)



1,000円がチャージされてもご利用になった  
区間に必要な運賃2,268円に満たないため、  
オートチャージされません。また、改札機からも  
出場できないため、精算機等でチャージしてください。

②定期券区間の前後が、ともにチャージ残額でのご利用となる場合



定期券区間の前後が、ともにチャージ残額でのご利用  
となる場合は、チャージ残額にかかわらず出場時に  
オートチャージされません。なお、チャージ残額が  
必要な運賃を上回っていれば、改札機から出場できます。

## 【ご案内】

- オートチャージ設定済みのSuica・PASMOは追加申込をいただくことなく、出場時にオートチャージされます。
- 出場時に運賃精算後のチャージ残額がオートチャージ設定金額を下回る場合、1回のみオートチャージされます。
- オートチャージを実施しても運賃精算額に満たない場合は、オートチャージされません。
- 定期券区間の前後が、ともにチャージ残額でのご利用となる場合は、チャージ残額にかかわらず出場時にオートチャージされません。

※Suica・PASMOエリア以外では、オートチャージされません。

※一部の駅や改札口ではオートチャージされません。

※電子マネーによるお買い物ご利用時、およびバス等のIC運賃機ご利用時にはオートチャージされません。

東日本旅客鉄道株式会社 / PASMO協議会